

西 産 振 第 804 号
令 和 7 年 9 月 26 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西ノ島町長 坂栄 一秀

市町村名 (市町村コード)	西ノ島町 (32526)
地域名 (地域内農業集落名)	西ノ島地区 (由良、小向、大山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年9月22日 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

人口が少なく、主たる担い手も50代以上で占めているため今後、後継者問題は避けられない課題となる。中心経営体と連携をとりながら、後継者への円滑な経営継承を進めていくとともに、農地集約と新たな担い手を確保する体制についても検討していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域の農業経営は、家畜の放牧による繁殖経営及び家畜用の自給飼料作物の生産を中心に行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	62.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	62.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

現在利用権設定中で継続利用が見込まれる農地及び休耕地で容易に復旧利用可能な農地、並びに農振農用地区域内で家畜の放牧のために整備が必要な採草放牧地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

耕作放棄地の発生を未然に防ぎ、効率的な農地の集積・集約を目指す。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

集約化する農地は農地中間管理機構を活用する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

区域内の耕作者と情報共有し、必要に応じて整備を検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

必要があれば、今後検討していく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

必要があれば、今後検討していく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】